

京田辺市告示 1 4 5 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により、
令和 8 年度軽自動車税の督促状を下記のとおり公示送達する。

令和 8 年 7 月 2 7 日

京田辺市長 上 村



記

1 送達する書類

令和 8 年度軽自動車税督促状

2 送達を受ける者

別紙公示送達者一覧のとおり

3 備考

書類については、京田辺市市民部税務課に保管してありますので、京田辺市役所に来庁のうえ、受領してください。

(注意)

地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和8年度軽自動車税督促状 公示送達者一覧

氏 名
下森 康司
下森 康司